

17 宇市人第 630 号
平成 17 年 11 月 11 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

提 起 書

宇治市職員の給与について、下記のとおり提起する。

記

1 初任給基準の見直し

採用職種区分が作業技師の職員に適用している年齢別初任給基準を廃止し、採用時までの学歴にかかわらず、他の職種に適用している学歴別初任給基準のうち高校卒の基準を適用することとする。

2 期末手当を支給する職員の見直し

期末手当の基準日（6 月 1 日及び 12 月 1 日）現在に在職する職員のうち、育児休業職員（基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。）には期末手当を支給しないこととする。

3 勤勉手当の成績率適用の見直し

勤勉手当の基準日（6 月 1 日及び 12 月 1 日）以前 6 箇月以内の期間において地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分を受けた職員の当該勤勉手当の成績率については、次表に掲げる割合を基本として決定することとする。

懲戒処分の種類	成績率
戒 告	56/100
減 給	46/100
停 職	36/100

4 通勤手当の見直し

(1) 支給する職員等の見直し

- ① 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満の職員（徒歩による通勤が著しく困難であると認められる職員を除く。）については、その実際の通勤方法にかかわらず通勤手当を支給しないこととする。
- ② 徒歩により通勤する職員については、その通勤距離にかかわらず通勤手当を支給しないこととする。
- ③ 交通機関等を利用するまでの距離が片道 2km 以上の職員への月額 4,100 円加算支給を廃止することとする。

(2) 交通用具使用者の支給額の見直し

- ① 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員への支給額をその片道の使用距離（原則は交通規制等により通行不可能な経路等を除く最短の経路による距離とする。）に応じ次表に掲げる手当額を支給することとする。

ただし、勤務形態により平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員は、その額の 1/2 相当額を支給することとする。

使用距離（片道）	手当額（月額）
5km 未満	2,000 円
5km 以上 10km 未満	4,100 円
10km 以上 15km 未満	6,500 円
15km 以上 20km 未満	8,900 円
20km 以上 25km 未満	11,300 円
25km 以上 30km 未満	13,700 円
30km 以上 35km 未満	16,100 円
35km 以上 40km 未満	18,500 円
40km 以上 45km 未満	20,900 円
45km 以上 50km 未満	21,800 円
50km 以上 55km 未満	22,700 円
55km 以上 60km 未満	23,600 円
60km 以上	24,500 円

- ② 交通機関等利用と自動車等交通用具使用の併用者の場合は、通常徒歩によることを例とする距離（原則 1km 以内）を超えて交通機関を利用し、かつ、交通用具の使用距離が片道 2km 以上である職員には、運賃等相当額と①の区分による手当額の合計額（1 箇月当たり 55,000 円を限度とする。）を支給することとし、それ以外の職員には、運賃等相当額と①の区分による手当額のいずれか多い額を支給することとする。

5 実施時期

1 から 4 の見直しの実施時期は、平成 18 年 4 月 1 日とする。

なお、1 については、平成 18 年 4 月 1 日以降に新たに採用する職員から適用することとする。